

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の指定ごみ袋（以下「ごみ袋」という。）に掲載する広告に関して、必要な事項を定める。

(広告の媒体)

第2条 広告を掲載するごみ袋の種類は、大及び中のごみ袋とする。

(広告の内容)

第3条 多治見市広告掲載取扱要綱（平成19年告示第55号。以下「取扱要綱」という。）第4条第2項に規定する基準は、次のとおりとする。

- (1) 環境に配慮した事業や環境について宣伝、啓発している内容が含まれるもの
- (2) 廃棄物収集運搬業等、廃棄物を取扱う業種又は事業者の広告でないもの

2 市長は、広告のデザイン及び内容について、広告媒体のイメージを損なうことのないよう広告掲載を決定された者と調整することができる。

(広告の大きさ及び掲載料金)

第4条 広告の大きさ及び掲載料金は、別表のとおりとする。

(広告の掲載位置等)

第5条 広告の掲載位置及び色は、市長が指定するものとする。

(広告の掲載枚数)

第6条 広告の掲載枚数は、1回につき100万枚から200万枚までの間で市長が指定するものとする。

(広告掲載の取消し)

第7条 取扱要綱第16条第1号又は第2号に該当し市長が広告掲載を取り消したときは、広告掲載を決定された者は、当該広告が掲載されたごみ袋で未販売のもの（市のごみ袋保管倉庫、市役所、地区事務所及びごみ袋取扱店に在庫として存在しているものをいう。）を、速やかに市長が指示するごみ袋と交換し、回収しなければならない。

2 前項の広告掲載を決定された者は、ごみ袋の交換及び回収に必要な費用を負担するほか、回収したごみ袋の作成に市が要した費用を補償しなければならない。

(広告掲載の取下げ及び広告掲載料金の還付)

第8条 広告掲載を決定された者は、広告掲載するごみ袋の作成を市が開始した後は、広告掲載を取り下げることができない。

2 市は、広告掲載するごみ袋の作成を開始した後は、広告掲載料金は還付しない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ごみ袋に掲載する広告について必要な事項は、取扱要綱に定めるところによる。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成26年4月14日告示第95号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成26年10月27日告示第239号抄）

1 この告示は、告示の日から施行する。

7 改正後の各要綱の規定は、この告示の施行の日以後に広告掲載を募集する広告について適用し、同日前に募集する広告については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

ごみ袋の種類	広告の大きさ	掲載料金（ごみ袋1枚あたり）
大袋	縦17cm、横35cm	15銭
中袋	縦15cm、横30cm	10銭